

# 支援部だより



宮城県立小松島支援学校  
第3号 令和2年12月発行

今回は、研修会についての御報告と、保護者の皆様から御質問が多く寄せられる「相談支援事業所」についてお知らせします。相談支援事業所の利用については任意ですが、検討する際の参考にしてください。

## 地域支援研修会が行われました。

11月11日（水）に仙台市なかよし学園・仙台市あおぞらホーム施設長の遠山裕湖先生を講師にお招きし、御講義をいただきました。

例年本研修会は保護者や他校教員も対象としておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症対策として、本校の体育館で本校教員のみ対象で実施いたしました。

『障害のある子供たちの地域の支援体制について』というテーマで、仙台市の就学前支援の変化や相談支援体制について、たくさんの資料から大切なポイントを絞って説明していただきました。子供の支援で重要な視点は家族のニーズではなく“チャイルドファースト”の視点であることや、日本の社会福祉は申請主義のため相談支援を上手に使う必要があること、子供はいつか必ず大人になるので、本人の将来的な生活をイメージして準備が必要なことなど、幅広い内容について教えていただきました。また、相模原障害者施設津久井やまゆり園の事件についてもお話いただき、命の価値などについても深く考えさせられる内容でした。



## 相談支援事業所について

### ●相談支援事業所とは

障害福祉サービスを利用する全ての障害児者は、原則として相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画」を各自治体へ提出することになっています。ただし、相談支援事業所の利用を希望しない場合は、本人や家族、支援者が作成する「セルフプラン」を提出します。

サービスを利用したいときに、役所の窓口やそのサービスを提供する事業所に直接問い合わせることもできますが、自治体から委託された「相談支援事業所」が、これらをサポートしてくれます。放課後等デイサービスに関する情報提供なども、その内の一つです。



### ●計画相談支援とは

相談支援事業所と契約すると、様々な障害福祉サービスの利用を検討する際に必要となる「サービス等利用計画」の作成や、サービス利用後の見直し（モニタリング）や更新について支援を受けることができます。専門性のある相談支援員から適切なサービスの組合せを提案してもらえたり、ニーズに合ったサービスを紹介してもらえたりすることは、大きなメリットです。

なお、計画相談支援に対して利用者が負担する費用はありません。（計画に基づいて実際に利用する障害福祉サービスには、利用料が発生する場合があります。）

### ●相談支援利用の主な流れ（裏面参照）

- ①相談支援事業所と契約する。
- ②面談を行い、サービス等利用計画を作成する。
- ③支給決定を受ける。
- ④障害福祉サービスの利用を開始する。
- ⑤定期的に面談し、計画を改善する。



裏面も御覧ください。



## 相談支援利用の流れについて

### ①相談支援事業所と契約する。

各区役所の担当窓口(障害高齢課)で紹介してもらうか、仙台市のホームページや仙台市発行の冊子『せんだいふれあいガイド』に掲載されている中から選び、利用申込みをします。



### ②面談を行い、サービス等利用計画を作成する。

相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、区役所に申請します。



### ③支給決定を受ける。

区役所から福祉サービスの利用が認められ、受給者証が交付されます。



### ④障害福祉サービスの利用を開始する。

希望していた福祉サービスの利用を開始します。



### ⑤定期的に面談し、計画を改善する。

一定期間ごとにサービス利用状況の確認(モニタリング)を行い、計画の見直しをします。計画更新の際は、必要に応じてサービス担当者会議(相談支援事業所、保護者、支援関係者が集まって支援の方針や役割などを確認する会議)を行います。

☆相談支援事業所が主催する「サービス担当者会議」では、学校は教育を提供する機関として参加しています。

☆支援部は、障害福祉サービスについて校内で相談したいときの窓口です。コーディネーターが対応いたしますので、何かお困りのときはどうぞお気軽に御相談ください。

